

事務連絡
令和2年3月23日

各都道府県衛生主管部（局）御中

厚生労働省医政局医療経営支援課

持分の定めのある医療法人から持分の定めのない医療法人へ
移行する計画の認定を受けるための申請について

良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成18年法律第84号。以下「平成18年改正法」という。）附則第10条の3において、経過措置医療法人であって持分の定めのない医療法人への移行をしようとするものはその移行に関する計画を作成し、厚生労働大臣に提出して、その移行計画が適当である旨の認定を受けることができることと規定されていますが、その認定は、令和2年9月30日までの間に限り認められており、認定の期限が迫っているところです。

現在、移行計画の認定期限の延長を実現するため調整を行っているところですが、現時点では令和2年9月30日をもって一旦、期限を迎えることとなります。申請から認定までの平均的な処理期間として2か月から3か月必要であるため、申請を予定している経過措置医療法人は令和2年7月31日（金）までに厚生労働省着となるよう申請していただく必要があります。

貴部（局）におかれては、これを御了知いただくとともに、管下の政令指定都市、保健所設置市、特別区、医療法人、関係団体等に対し、周知していただきますようお願いいたします。

【照会先】

厚生労働省医政局医療経営支援課
担当：縄稚（ナヅ）、伊藤、石原
電話：03-3595-2261（直通）